

仙台市立病院地域医療支援委員会設置要綱の一部改正について

1. 仙台市立病院地域医療支援委員会設置要綱改正の理由

当委員会は、医療法施行規則第9条の規定に基づく委員会であり、厚生省健康政策局長通知（平成10年5月19日付健政発第639号）により、「定期的（最低四半期に一回程度）に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げない」とされていることから、より効率的に委員会を開催できるよう書面開催（第7条）に関する条文を追加したものの。

（書面開催）

第7条 委員長は、必要と認めるときに、書面により委員に意見を求めることができる。

2 書面開催とする場合、要綱第5条第2項中の「委員の2分の1以上が出席しなければ」を「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と読み替えるものとする。